

2006年12月アルゼンチンの政治情勢

(公開情報を取りまとめたもの)

2007年1月作成
在アルゼンチン大使館

1. 概要

9月に失踪したフリオ・ロペス氏に続き、軍政期の人権侵害に関する証人であったルイス・ヘレス氏の失踪事件が発生した。議会において、大学進学前までの教育を義務教育とすること等を規定する新教育法及び公開一斉党内選挙廃止法が可決成立した。また、最高裁が、2002年のドル建て預金の強制ペソ化措置を合憲とする判決を下した他、オジャルビデ下級審判事は、元極右組織トリプルAの人権侵害行為が「人道に対する罪」であるとの判決を下した。その他、約8ヶ月に亘り混乱が続いてきた国立ブエノスアイレス大学(UBA)の学長選挙が実施された。

外交面では、ベネズエラ大統領、エクアドル次期大統領、伯外相、露外相、チリ外相、チリ国防相及び西国王特使が訪垂した他、シオリ副大統領及びタイアナ外相が、第二回南米共同体首脳会合に出席するため、ボリビアを訪問した。

2. 内政

(1) 軍政期の人権侵害に関する証人の失踪事件

(イ) 27日夜、パティ連邦統一党党首(元ブエノスアイレス州エスコバル市長)が、軍政期(1976-1983年)において、ブエノスアイレス州警察幹部として人権侵害に関与した疑惑について証言していた左官ルイス・ヘレス氏(51歳)が、突如失踪する事件が起きた。

2005年12月、議会下院は、軍政期の人権侵害に関わった疑惑により、同年10月の議会選挙において、ブエノスアイレス州選出下院議員に当選したパティ党首の下院議員就任を認めない旨決定したが、その後、パティ党首の要請により、議会下院は、同決定の是非に関する審議を継続していた。ヘレス氏は、同審議において、パティ党首の下院議員就任を認めない主張を基礎付ける重要な証人であった。

(ロ) 29日夜、キルチネル大統領は、「我々は、このような脅迫には屈しない。裁判を中止させることは許さない。裁判における重要な証人を守ることは、政府の義務である」等と述べた。

(ハ) 同日夜、ヘレス氏は、ブエノスアイレス州エスコバル市において、走行中の車両から道端に放り出され、近くを通りかかった少女2人から通報を受けた警察官により保護された。発見時、同氏は、上半身裸の状態であり、体の一部には、タバコの火をつけられる等の拷問を受けた跡が残っていた。なお、ヘレス氏が発見されたのは、キルチネル大統領の演説から約40分後のことであった。

(ニ) パティ党首は、「政府も自分も、ヘレス氏の安否を心配していた。(無事に)発見さ

れたことが重要である」、「キルチネル大統領は、たとえ、ヘレス氏の誘拐犯が、政府・与党系の人物であったとしても、誘拐犯が誰なのかをはっきりさせるべきである。同事件が解明される時、非常に大きなサプライズがあるだろう」と述べた。

(ホ) 30日、ヘレス氏は、「誰が自分を誘拐したのか、分からない」と述べた。1月5日現在、警察による必死の捜査にも拘らず、誘拐犯は捕まっていない。

(2) ドル建て預金の強制ペソ化措置に対する合憲判決

(イ) 2002年、当時のドゥアルデ大統領は、ドル建て預金を1ドル=1.4ペソ+CEER(物価調整指数)で強制的にペソ化する大統領令を発出したが、自身の預金の目減りに反対するドル建て預金者は、同措置が財産権の侵害であるとして強硬に抗議してきた。

(ロ) 27日、最高裁は、ボストン銀行に約18万ドルの預金を有している預金者の訴えに関して、同措置が合憲であると判断する一方、銀行に対して、ドル建て預金を1ドル=1.4ペソ+CEER+年率4%の利息(合計約3.08ペソになると試算される)により、ペソで返金するように命じた。なお、今次判決では、7名の最高裁判事の内、5名が同判決を支持した。

(ハ) 巫の司法制度では、当該裁判の当事者にしか判決の法的効力が及ばないが、最高裁にまであがっている約6万件の類似の訴訟に同様の結果が出ると見られている。

(ニ) 同判決に対して、預金者団体の中には、ペソ化措置以降の逸失利益(ドル建て預金を投資して得ることができた利益)を賠償するよう求める者がいる一方、実質的な損害の少ない効果をもたらす今次判決を評価する者がいる。

(3) 新教育法の成立

(イ) 14日、議会下院において、メネム政権の1993年に制定された教育法を廃止すると共に、新たな教育制度等を規定する新教育法案が可決成立した(賛成:133、反対:34)。

(ロ) 同法の概要は、以下の通り。

(i) 教育課程を以下のように分類し、中等教育課程終了までの計13年間(幼児教育課程の最後の1年間+初等及び中等教育期間(12年間))を義務教育期間と定めた(すなわち、5歳から17歳までの子供が義務教育の対象となる)。なお、これまでの義務教育期間は、10年間であった。

- ・ 幼児教育課程 (Educacion Inicial) : 約5年
- ・ 初等教育課程 (Educacion Primaria) : 6年又は7年
- ・ 中等教育課程 (Educacion Secundaria) : 6年又は5年
- ・ 高等教育課程 (Educacion Superior) : 4-6年(大学教育に相当する)

なお、今後、各州は、初等教育課程及び中等教育課程の計12年間に関して、(a) 両教育課程の期間を6年とするか、(b) 初等教育期間を7年にして、中等教育期間を5年とす

るのかを選択しなければならない。

(ii) 2010年以降、国家は、GDPの最低6%を教育部門に割り当てることを保障する。

(iii) 初等及び中等教育課程における外国語学習を義務とする。

(iv) 政府は、情報技術を利用した学習を発展させる。

(v) 初等教育課程で最低週20時間、中等教育課程で最低週25時間の授業を行う。

(vi) 教職者は、生徒・学生及び保護者の信教の自由及びプライバシーを尊重しなければならない。

(vii) 教育制度等について審議する教育審議会を創設する。

(4) 公開一斉党内選挙制度の廃止

(イ) 公開一斉党内選挙制度は、国政選挙に向けて、統一候補を絞り切れない全ての政党が、同日に党内選挙を実施するものであり、党员だけでなく、無党派層の国民も、政党を一つ選択して党内選挙に参加することができる制度である。但し、この党内選挙での投票は、本選挙での投票とは異なり、義務ではない。

(ロ) 同制度は、2001年末の社会・経済危機以降、国民の政治参加をより多く可能にするために考えられたものであり、ドゥアルデ政権時の2002年6月、同制度等を規定する法案が可決成立した。

(ハ) 6日、議会上院において、公開一斉党内選挙制度等を規定する法律を廃止する法案が可決成立した(賛成:39、反対:2)。

(ニ) ピチェット・ペロン党上院議員団長は、「公開一斉党内選挙等を規定する法律は、(2001年末の)経済危機で起こった全ての責任を政党に帰する危機の産物であり、一度として(実質的に)適用されてこなかった。同法の廃止により、各党の候補者を選任する権限は、各党に戻されることになる」と述べた。

(5) トリプルAによる人権侵害

(イ) 26日、オジャルビデ連邦判事(下級審)は、1973年に当時のレガ社会福祉相により結成された極右組織「亜反共連合(Alianza Anticomunista Argentina)」(通称:トリプルA)が行った犯罪行為が「人道に対する罪」にあたるとの判決を下した。これにより、同犯罪行為は、時効の影響を受けないことになる。なお、トリプルAは、1,500件以上の誘拐、拷問及び殺害等の人権侵害に関与したと言われており、その活動は、軍事クーデターが発生した1976年3月まで続いた。

(ロ) 同判事は、「トリプルAの存在及びトリプルAのメンバーが行った犯罪行為は、イデオロギー上の問題に関わる政治状況に基づくものである。このような行為は、免責を受けるという保障の下に、国家により実行されたものであり、重大な人権侵害である」等と述べた。

(ハ) 17日、西のエル・ムンド紙は、1984年に国際指名手配を受けていたトリプルA元幹部のアルミロン氏が、西のバレンシアで生活している旨報じた。

(ニ) オジャルビデ判事は、今後、アルミロン氏の引渡要請だけでなく、トリプルAが活動していた時期の大統領であったイサベル・ペロン元大統領も、捜査対象に含める可能性があると思われる。

(6) 国立ブエノスアイレス大学学長選挙

(イ) 約8ヶ月に亘り混乱が続いてきた国立ブエノスアイレス大学(UBA)の学長選挙が、18日、厳重な警備の下、議会内において実施され、ルベン・ハルー同大学獣医学部長が選任された。なお、学外で学長選挙が実施されたのは49年振り。

(ロ) 同学長選挙は、今年4月以降、5回に亘って学内での実施が試みられ、様々な学長候補が出たが、選挙の度に、候補者に反対したり、選任手続が不十分である等として、ブエノスアイレス大学学生連合(FUBA)に所属する学生等により選挙実施が妨害されたため、大学側は、学長選挙を延期してきた経緯がある。

(ハ) 今次選挙においても、議会前では、学長選任手続を民主的なものにする等を求める学生が過激な抗議行動を展開し、一部学生が議会内にも乱入したため、警官隊と衝突する場面があった。今回の衝突により、負傷者33名(警官:11名、学生:22名)及び逮捕者7名(学生)が出た。

(ニ) 選挙後、ハルー新学長は、「ある者は、自分が、UBAを私立大学化すると考えているようだが、自分は、国立・無償・共同運営型大学を常に擁護する」、「UBAの中から、暴力、敬意の欠如及び犯罪は無くなった。今回逮捕された者は、学生ではなく、犯罪者である」と述べた。

3. 外交

(1) ベネズエラ

(イ) ベネズエラ大統領選挙

(i) 3日夜、キルチネル大統領及びクリスティーナ大統領夫人(上院議員)は、チャベス大統領に電話し、同日に実施されたベネズエラ大統領選挙におけるチャベス大統領の勝利を祝福した。

(ii) 4日、亜外務省は、キルチネル大統領が、チャベス大統領に対し、祝意を伝えるメッセージを送付した旨のプレス・コミュニケを発出した。

(ロ) チャベス大統領の訪亜

(i) 7-8日、チャベス大統領は、亜を訪問した。

(ii) 7日夜、チャベス大統領は、亜大統領官邸で行われたキルチネル大統領主催夕食会に出席し、二国間関係、対米関係、南米ガス・パイプライン建設計画、南米銀行創設等につき意見交換を行った。

(iii) チャベス大統領は、「イスラエル共済会館（AMIA）爆破事件に関する亜司法当局の決定は、亜国内の問題であり、自分は意見を述べる立場にない。自分にとって、司法は神聖なものである」、「（ウルグアイにおける製紙工場建設問題について）仲介役を引き受けるつもりはない」等と述べた。

(ハ) ベネズエラのメルコスール正式加盟

6日、亜議会の上下両院において、7月にベネズエラで開催されたメルコスール特別首脳会合において署名された「ベネズエラのメルコスール正式加盟に関する議定書」が批准された。

(ニ) ベネズエラによる亜農協組合 SanCor 社支援

(i) 12日、1週間に及ぶ交渉の末、亜の酪農業界第2位の農協組合 SanCor 社は、ベネズエラ政府より、8千万米ドルの融資、及び約5千5百万米ドルの運転資金の提供を受けることで合意に至った。総額約2億ドルの債務を抱えている SanCor 社は、ベネズエラ政府による融資を債務返済に充てる予定である。ベネズエラ政府の融資の返済につき、SanCor 社は、今後15年間に渡り、同組合が生産する粉ミルクをベネズエラに供給することで支弁する予定であり、また、併せてベネズエラの酪農産業への技術支援を行う。

(ii) 経営危機にあった SanCor 社は、ベネズエラとの合意の前に、ソロス・グループが運営する米国系投資ファンド Adecoagro 社との間で、債務返済のため1億2千万米ドルの融資を受ける代わりに、同社の経営形態を組合から株式会社に変更し、同社の実質的支配のために必要な62.5%の株を Adecoagro 社に売却するという内容で、インテンション・レターまで交わしていた。しかし、SanCor 社とベネズエラ政府の合意により、Adecoagro 社との合意は意味を失い、SanCor 社は組合の形態を維持することとなった。

(2) ウルグアイ

(イ) ウルグアイにおける製紙工場建設問題

(i) 西国王の関与

(a) 5日、ウルグアイにおける製紙工場建設問題を巡り、亜・ウルグアイ間の対話を促進させるファシリテーター（facilitador）の役割を果たすため、西国王の特使としてヤネス西国連大使が2度目の訪亜を行い、タイアナ外相及びフェルナンデス首相とそれぞれ会談を行った。

(b) 7日、西国王の特使としてヤネス西国連大使は、再び訪亜し、タイアナ外相と会談した。同会談について、タイアナ外相は、「ヤネス大使が行っている（亜・ウルグアイ間の対話の）促進プロセスは、現在進行中であり、詳細について述べることは適当ではないが、我々は、精力的に活動されている同大使の努力に感謝している」等と述べた。

(ii) シオリ副大統領等とバスケス・ウルグアイ大統領の会談

(a) 9日、南米共同体首脳会合の機会に、バスケス・ウルグアイ大統領は、シオリ副大統領及びタイアナ外相と非公式に会談を行った。

(b) 製紙工場建設問題につき、シオリ副大統領とバスケス大統領は、「対話の促進者（ヤネス西国連代大使）に便宜を図る」ことで一致し、さらに、本件の速やかな解決を模索していくことで合意した。

(c) バスケス大統領は、記者団から、現在（ウルグアイ川の亜側沿岸地域の市民によって）行われている亜・ウルグアイ間の数箇所の国際橋封鎖につき、シオリ副大統領から何らかの解決手段につき言及があったかと問われたのに対し、シオリ副大統領からは、具体的な提案はなく、また同席していたタイアナ外相からも、同封鎖問題が解決することを期待するとの発言があっただけである旨述べた。

(iii) キルチネル大統領の発言

23日、キルチネル大統領は、製紙工場建設問題の解決のため、バスケス・ウルグアイ大統領と協議する意思がある旨述べた。これに対し、ガルガノ・ウルグアイ外相は、キルチネル大統領が対話を再開するまでに姿勢を変えたことを評価する一方、亜グアレグアイチュ市等で国際橋梁封鎖が行われている間は、対話は実現しない旨述べた。

(iv) チャベス大統領に対する仲介要請

26日、亜グアレグアイチュ市の市民団体等は、チャベス大統領に本件解決のための仲介を要請することを決定し、チャベス大統領宛に書簡を発出した。同市民団体のメンバーは、「我々は、既に強者と対立したことのある人物に、世界中の金を操る経済勢力と対峙してもらうため、何かを成さねばならない」旨述べた。

(ロ) ウルグアイ元軍人の引渡承認判決

(i) 7日、ウルグアイのレッチーニ判事（下級審）は、亜連邦判事により、ブエノスアイレス市のオルレッティ自動車工場の秘密拘留施設における人権侵害疑惑により求められていたウルグアイの元軍人等6名の引渡を認める旨の判決を下した。なお、70-80年代において、南米の一部軍政が、反軍政活動家を抑圧するために協力した「コンドル計画（Plan Condor）」に参加した国の判事が、亜に対して、その国の元軍人の引渡を認めるのは、初めてのことである。

(ii) 但し、同判事は、引渡の条件として、ウルグアイでは、終身刑が存在しないため、亜において、同元軍人らを終身刑として裁くことを禁じると共に、ウルグアイの裁判所が裁く事件と同一の事件について、同元軍人等を裁くことはできないとした。

(iii) 同元軍人等は、今次判決に対して上級審に上訴する可能性が残されている。

(3) 南米共同体

(イ) 8-9日、ボリビアのコチャバンバにおいて、第2回南米共同体首脳会合が開催され、亜からは、キルチネル大統領の代わりに、シオリ副大統領（タイアナ外相同行）が出席した。

(ロ) 同会合では、南米地域における統合強化を求める宣言が採択されたが、南米共同体の統合をどのようにして実現するのかについては、合意には至らなかった。

(ハ) 9日、同会合において、「マルビーナス諸島の主権を巡る問題について、亜の正当な権利を支持することを改めて確認し、また、本件につき、亜英両国に、国連及び米州機構の諸決議に従い、できるだけ早期に、公平且つ平和裡な方法で、恒久的な解決を図るため、交渉を再開するよう強く求める」旨の声明が採択された。

タイアナ外相は、南米各国の首脳が、マルビーナス諸島問題について（亜の立場を支持する）声明を採択したことに満足である旨述べた。

(ニ) 9日、シオリ副大統領及びタイアナ外相は、ボリビアにおいて、モラレス大統領と会談し、ラ米における統合プロセスを深化させることで合意した。さらに、モラレス大統領は、来年、ボリビアがメルコスールへの正式加盟について検討することを明らかにした。

(4) ブラジル

(イ) 12日、アモリン伯外相は、亜を公式訪問した。

(ロ) 同日、アモリン外相は、キルチネル大統領を表敬訪問した。両者は、核エネルギーの平和的利用及び核兵器不拡散へのコミットを表明すると共に、二国間の貿易不均衡等について話し合った。

(ハ) また、同日、アモリン外相は、タイアナ外相と約1時間に亘り会談した。両外相は、二国間の様々なアジェンダ、地域統合に関するテーマ等について話し合った。また、同会談には、途中からデビード公共事業相、ガレ国防相及びフェルナンデス内相も加わり、両国は、原子力及び衛星等様々な分野における協力関係を拡大することで合意した。

両外相は、亜伯核物質保障措置実施機関（ABACC）創設から15周年を迎えたことを祝福すると共に、亜伯関係における近年のABACCによる重要な役割を強調すると共に、ABACCが、両国の将来にとって重要な手段であり続けるべきであるとの認識を表明する旨の共同宣言に署名した。

(5) チリ

(イ) 4日、亜において、ガレ国防相及びタイアナ外相は、チリのブランロット国防相及びフォックスレイ外相と会談した（2+2会談）。

(ロ) 同日、両国防相は、「南十字星（Cruz del Sur）」亜・チリ共同平和軍（FPC:Fuerza Combinada de la Paz）創設と共同統合参謀本部（EMCC:Estado Mayor de Conjunto Combinado）設置に係わる覚書を締結した。両国共同平和軍は、国連のマンデートの下で、国連待機制度の基準及び手続等に従って行動する。

(ハ) タイアナ外相とフォックスレイ外相は、亜・チリ二国間関係における発展を評価し、亜・チリ2+2会談の枠組みにおいて、2007年3月後半に第2回亜・チリ閣僚会合を開催すること、亜・チリ両国間の相互理解に貢献する戦略的プロジェクトを持つ重要性につき同意すること、両国に駐在するそれぞれの領事に、様々な分野におけるローカル・レベルでの統合委員会に引き続き参加するよう指示すること等を内容とする共同宣言に署名

した。

(6) ロシア

(イ) 12-13日、ラヴロフ露外相は、亜を公式訪問した。

(ロ) 13日、ラヴロフ外相は、亜大統領府において、キルチネル大統領を表敬訪問した(フェルナンデス首相、タイアナ外相及びミセリ経済相同席)。

ラヴロフ外相は、キルチネル大統領に対して、露を市場経済国として認定するよう改めて求めた。

これに対して、キルチネル大統領は、タイアナ外相及びミセリ経済相に対して、同認定の可能性を検討するよう指示した。

また、ラヴロフ外相は、露政府によるキルチネル大統領の露訪問招待のメッセージを伝達した。

(ハ) 同日、ラヴロフ外相は、タイアナ外相と会談した。両外相は、政策対話及び協力に関する重要な進展を確認したこと、国連の権限及び効率性を強化するために、国連改革に関する多国間対話に引き続き貢献することで合意したこと、テロ、麻薬及び武器の違法取引、国際組織犯罪等の新たな脅威に対する行為において、マルチラテラリズム、国連の中心的役割、国際問題に関する法の重要性、大量破壊兵器の不拡散体制の強化に向けて、協力関係を強化することで合意したこと、露とメルコスール加盟国及び準加盟国間の政策対話及び協力メカニズム創設に関する覚書が署名されることに満足の意を表明すること等を内容とする共同宣言に署名した。

また、ラヴロフ露外相は、タイアナ外相に対して露訪問を招待し、タイアナ外相は、同招待を受け入れた。

(7) エクアドル

(イ) 13日、コレア・エクアドル次期大統領は、亜を訪問し、キルチネル大統領と会談を行った(フェルナンデス首相同席)。

(ロ) 会談後、フェルナンデス首相は、コレア次期大統領と共に記者会見を行い、「今回、親愛なる友を迎えることができるのは、亜政府にとって、非常に嬉しいことである。我々は、エクアドルの次期政権の関係者と、エクアドルがどのように亜の経験を活かせるのか、また亜がどのようにエクアドル新政権に協力できるのかについて協議を行った。我々にとって、今回の会談は重要であった」と述べた。

(8) イラク

30日、亜外務省は、サダム・フセイン・イラク元大統領の死刑執行及びフセイン政権下における人権侵害を非難する旨のプレス・コミュニケを発出した。

(9) 要人往来

(イ) 来訪

- 1 2月4日 ブランロット・チリ国防相及びフォックスレイ・チリ外相（ガレ国防相及びタイアナ外相との会談）
- 1 2月5日 ヤネス西国王特使（フェルナンデス首相及びタイアナ外相との会談）
- 1 2月7日 ヤネス西国王特使（タイアナ外相との会談）
- 1 2月7－8日 チャベス・ベネズエラ大統領（キルチネル大統領との会談）
- 1 2月12日 アモリン伯外相（キルチネル大統領及びタイアナ外相との会談）
- 1 2月12－13日 ラヴロフ露外相（キルチネル大統領、タイアナ外相等との会談）
- 1 2月13日 コレア・エクアドル次期大統領（キルチネル大統領との会談）

(ロ) 往訪

- 1 2月8－9日 シオリ副大統領及びタイアナ外相のボリビア訪問（南米共同体首脳会合出席）
- 1 2月15日 タイアナ外相及びミセリ経済相の伯訪問（メルコスール閣僚会合出席）